

4. 集会施設再建事業補助金

◆事業内容

地域におけるコミュニティ活動の維持及び促進を図るため、令和6年能登半島地震により被災した集会施設の修繕に対し、補助金を交付する。

◆補助金の交付対象者

集会施設を管理する町会、自治会等の代表者

◆補助対象施設

次の（１）から（４）までの要件をすべて満たす集会施設

- （１）令和6年能登半島地震により被災した施設
- （２）七尾市内に存在している施設
- （３）地域の住民が交代で維持及び管理している施設
- （４）地域の住民が参加するコミュニティ活動で現に使用され、今後も引き続き使用されることが確実な施設

※ 集会施設とは、コミュニティ活動に使用するため町会等が管理する施設をいいます。

◆補助対象経費及び補助金の額等

補助対象経費	補助金の額	補助限度額
町会等が実施する集会施設の修繕に要する経費（建物本体（耐震補強を含む。）、付帯設備（電気設備、空調設備及び給排水設備）及び外構の補修工事、地盤復旧・改良工事並びに設計監理委託に要する経費）	補助対象経費の 10分の10	1施設につき 100万円

※ 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てた額になります。

※ 国、石川県その他の団体から補助金の交付又は災害保険等の補償を受ける場合は、補助対象経費からその補助金及び補償の額を控除します。

◆申請・お問合せ先

企画振興部地域づくり支援課 TEL 53-8633

メールアドレス chiiki-d@city.nanao.lg.jp